



Title	「健康かわちながの21計画の推進」：学校敷地内での全面禁煙
Author(s)	若林, 真理
Citation	大阪公衆衛生. 2004, 75, p. 12-14
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83508
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「健康かわちながの21計画の推進」 — 学校敷地内での全面禁煙 —

河内長野市保健福祉部健康推進課保健師主査
若林 真理

河内長野市は、「健康かわちながの21計画」の推進の中、大阪府内でいち早く学校の敷地内禁煙を実施しました。実施に至った経過の中で保健事業（ヘルス）との係わりの視点より報告します。

「健康かわちながの21計画」は、平成13・14年度の2年間で費やし平成15年3月に策定しました。実施期間は平成15年度から平成22年度の8年間です。

本計画の特徴は、本市の緑のイメージを大切に、サブテーマを「～緑がいっぱい 笑顔がいっぱい みんなでつくるいきいき人生～」としたことです。また、関連する「河内長野市第3次総合計画」（平成8年～17年）のものと、市民一人ひとりが生涯を通じて健康でいきいきと生活できることを目指すものです。

そこで、国の「健康日本21」や大阪府の「健康おおさか21」を踏まえ9分野の計画を網羅し、その中で4分野「たばこ」・「糖尿病」・「休養・こころの健康づくり」・「身体活動・運動」を重点課題とし、特に「たばこ」については最優先課題としました。そして、市民自らが健康づくりの取り組みを進めていくために、地域・企業・関連団体や行政機関等が共通の目標を持ち、市民の健康づくりを支援する内容となっています。

今回、本市が「健康かわちながの21計画」の中で「たばこ」を最優先課題とした理由は、喫煙ががんの誘引因子であることや循環器病その他全ての生活習慣病に悪影響を与え、さらに妊娠に関連した危険因子でもあること、ま

た、「たばこ」の恐ろしさは自分だけでなく他人の健康まで巻き込んだ受動喫煙による健康被害の危険性がある等、「一次予防」の観点から、将来、市民が健康でいきいきと長生きするための対策として重要視しました。

最優先課題「たばこ」対策についての取り組みは次のとおりです。

表 「たばこ」対策の取り組み

<スローガン>

みんなでチャレンジ 禁煙・分煙

<私ができる健康づくり>

禁煙・①禁煙に挑戦する

②妊産婦は禁煙する

分煙・①喫煙場所以外では喫煙しない

②妊産婦やたばこを吸わない人の
周りでは喫煙しない

防煙・未成年者非喫煙者の新たな喫煙を防ぐ

①未成年者にたばこを吸わせない

②未成年者の前で、喫煙しない

③喫煙の健康への影響について
理解を深める

<みんなで支えるあなたの健康づくり>

- ・ 未成年者の喫煙防止（防煙）の推進
 - ① 公立幼稚園・小学校・中学校の敷地内での全面禁煙を進める
 - ② 小中学校と連携をとり、児童・生徒への喫煙防止教育を強化する
 - ③ 未成年者へのたばこ販売禁止を徹底する
 - ④ 公共の場ではできるだけ自動販売機を置かない
- ・ 禁煙・喫煙防止（防煙）の支援体制の充実
 - ① 禁煙教室や禁煙に関する相談等、禁煙サポート体制を充実する
 - ② 健康相談時の呼気一酸化炭素濃度測定を行い、禁煙の動機づけを高める
 - ③ 喫煙・受動喫煙の害について病院・公共施設・駅等にパンフレット、ポスターを貼る
 - ④ 市内の企業にも職場の分煙実施・禁煙指導を呼びかける

<評価指標>

- ・ 喫煙者の減少
喫煙している人の割合
 - * 成人男性 41.9%→30%以下
 - * 成人女性 12.4%→5%以下
- ・ 未成年者の喫煙をなくす
喫煙している人の割合
 - * 男性（高校3年）13.4%→0%
 - * 女性（高校3年）9.9%→0%大阪府下の値より低い値です。

<主な支援組織>

- ・ 庁内 生涯学習推進室、健康推進課、学校教育課、社会教育課、青少年課
- ・ 庁外 大阪府保健所、学校、医療機関、企業、たばこ販売業者等

取り組みの中では、未成年者の喫煙防止（防煙）の推進と禁煙・喫煙防止（防煙）、特に未成年者非喫煙者の新たな喫煙を防ぎ、支援体制の充実を目指すことに重点を置きました。

公立幼稚園・小学校・中学校の敷地内での禁煙に至った要因として、次の3点が考えられます。

①「健康かわちながの21計画」の策定

「健康かわちながの21計画」の策定にあたり、「たばこ」を重要課題の一つとし、保健センターが終始中核となり、庁内各課、庁外関係機関の連絡調整を図りました。特に、学校教育課と再三議論を重ね、アンケート調査、校長会への説明、養護教諭との連携・調整にエネルギーを注ぎました。また、「河内長野市保健計画策定委員会」の最終会議においては、未成年者の喫煙防止について議論が白熱し、「たばこを吸う先生を見て生徒はどう思うか」「生徒の見本となる先生が喫煙しているのはどうか」などの意見があり、最終的には事務局である保健センターが学校教育課と調整を重ね、学校教育課において主体的に教職員の喫煙状況の調査を実施する運びとなり、その結果を踏まえて「学校敷地内禁煙」へと進展しました。

②富田林保健所河内長野支所における

「たばこ」対策の取り組み

「健康おおさか21」や、「大阪府富田林保健所圏域計画」にもとづき、河内長野支所において様々な取り組みがなされていました。具体的には地域での健康づくりを実施していく上でのキーパーソンとなる関係者の意識調査や啓発、病院、診療所、学校等の公的機関、準公的機関の分煙、禁煙サポート状況の把握と啓発、禁煙教室です。このような取り組みがバックアップとしてありました。

③健康増進法の施行

学校敷地内禁煙が検討される中で、平成14年8月に健康増進法が公布され、「たばこ」対策の必要性、受動喫煙対策について法的な根拠が示されたことが「学校敷地内禁煙」の大きな推進力となり、平成15年4月1日から1か月間周知期間を設け、5月1日からの健康増進法の施行と同時に公立幼稚園・小学校・中学校内が全面禁煙の完全実施となりました。

「学校敷地内全面禁煙」の実施にあたり学校教育課において次の4点の取り組みがされました。

- | |
|--------------------------------------|
| ①公立幼稚園・小・中学校保護者へ敷地内禁煙について文書連絡による周知徹底 |
| ②公立幼稚園・小・中学校での禁煙プレート掲示 |
| ③教職員の禁煙奨励 |
| ④児童・生徒の禁煙教育 |

平成13年度の計画策定時より、老人保健では先駆けて個別禁煙教育の実施を、平成14年度からは市民健康診査の場を活用して喫煙の健康度評価を実施しております。母子保健では、母子健康手帳に「たばこ」に関するパンフレットを作成して折り込み、4か月児健康診査の場では喫煙している保護者に「たばこ」の害に関する情報を提供しています。また、平成15年度には、公民館の講座を活用して禁煙教育を実施する等、「健康かわちながの21計画」の重要課題「たばこ」についての取り組みを展開しています。

さらには、平成15年5月1日の健康増進法施行にあわせ河内長野市立保健センター、休日急病診療所の施設内全面禁煙を実施しました。

今後、「健康かわちながの21計画」の「たばこ」について、次の4点を重点的に推進していきます。

- | |
|---|
| ①学校教育課との連携のもと、禁煙教育を支援 |
| ②保健所との連携のもと、企業・事業所等職域での禁煙の啓発 |
| ③医師会の協力のもと、医療機関で「たばこ」に関するポスター掲示や禁煙希望者へ禁煙サポート機関の紹介 |
| ④禁煙サポート機関体制を充実 |
| *受動喫煙の危険性について啓発 |
| *個別禁煙教育での行動変容への支援及び最新情報の提供 |
| *支援スタッフの資質の向上 |

〈まとめ〉

今年度から、「健康かわちながの21計画」は実施期間に入り、市民の主体性を尊重しながら市庁内の協力連携はもとより、市民を支援する地域・企業・関係団体や行政機関等が積極的に連携し、「たばこ」対策を推進しています。

今回、保健事業への地道な取り組みが大きな流れとなって「学校敷地内禁煙」という「たばこ」対策上重要な成果を生み出すことを経験する機会に恵まれ、「健康かわちながの21計画」は幸先のよいスタートであったと思います。

今後は、市民一人ひとりが生涯を通じていきいきと生活できるよう市民の自主的な健康づくり活動を支援するとともに、本市市民の健康水準の向上をめざし取り組んでいきたいと考えています。